

第 3 7 3 回徳島県内水面漁場管理委員会 議事録

- 1 日 時 令和 3 年 1 2 月 2 1 日 (火) 午後 2 時 - 2 時 3 0 分
- 2 場 所 内水面漁場管理委員会室
- 3 出席委員 野口委員, 東條委員, 歌 委員, 久川委員,
岡田委員, 高橋委員, 谷上委員, 横山委員
- 4 欠席委員 上月委員, 岡崎委員
- 5 事務局 杉本事務局長, 加藤主査兼係長, 木本主事
- 6 県出席者 (杉本課長), 赤澤係長, 三好主任
- 7 議 題
 - (1) 那賀川上流における「あゆ」採捕禁止の区域及び期間に係る
委員会指示について (指示)
 - (2) 那賀川漁業協同組合連合会内共第 2 5 号第五種共同漁業権遊
漁規則の一部改正について (諮問)
 - (3) その他

8 議事

局長： ただいまより第373回徳島県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日は、上月委員さんと岡崎委員さんが都合で欠席ということでございますが、定員10名中8名が出席されておりますので過半数を充たし、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長、よろしく申し上げます。

会長： 皆さん改めましてこんにちわ。

委員の皆様方におかれましては、年末も押し迫り大変お忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、ただ今から第373回徳島県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、高橋委員さんと谷上委員さんをお願いしたいと思いますのでどうぞよろしく申し上げます。

では、議題（1）といたしまして「那賀川上流におけるあゆ採捕禁止の区域及び期間に係る委員会指示について」、でございます。事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料1により説明

議長： ありがとうございます。それでは本件に関しまして、那賀川から選出されております久川委員さん、補足説明がございましたらよろしく申し上げます。

久川委員： 今説明していただきましたが、那賀川では5つの協同組合で連合会を作っておりますが、川口ダムから上という3つの漁協があります。この禁漁期間を短縮してくれという話は15、6年前から遊漁者の方からよく言われてたんですけども、漁協が3つあるんでなかなか折り合いがつかずいぶん時間が掛かりました。近年になって組合員からも少しでも解禁を早めてほしいとの話がありまして、3漁協が相談したのですが、それぞれ総会を通すのに時間が掛かりまし

た。また解禁について一部6月15日とか6月1日という意見もあったんですが、3つの漁協がまとまってするとなるとやはり問題が大きすぎて、早めるとなると他の組合員の漁法はどうしてくれるんだという意見など、いろいろありましてなかなかうまくいかなくて10日間早めるというのが3つの漁協が総会が通るということで話ができました。それで3つの漁協で総会を通して連合会へ提出しまして、連合会から上げさせていただきました。40年近く7月1日の解禁だったので周知について看板の書き換えとかいろいろすることもあります。また来年の6月20日まで日にちがありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願ひいたします。

委員： 委員会指示の期間が10年となっておりますが、10年経って切り替えるときに原状復帰になるんですか。それとも新たにということになるんですか。

事務局： 10年経ったときに、例えば久川委員さんの説明にもありましたように、もう少し禁止期間を短く15日にした方がいいんじゃないかとか、6月1日にした方がいいんじゃないかとかいう話がまとまって、連合会からそのような要望があればそういった内容の委員会指示にしますし、どうしても折り合いがつかないのであれば今の内容のまま再度委員会指示を發出するという形になろうかと思ひます。

委員： 今のままでこの指示が生きていくということですか。

事務局： 今回の委員会指示につきましては令和14年12月31日までと区切っておりますので、その時点で新たな指示を出さなければそこで失効します。それ以降も同様の禁漁区域、禁漁期間を定めるのであれば令和14年12月31日までに同様の委員会指示を發出しなければなりません。

委員： まとまらなくて委員会指示を出せなかったら6月1日から解禁になるんですか。

事務局： そうなります。ただ今までの経緯から言うと那賀川漁連さんも上流の漁協さんも6月1日解禁を望んでいるわけではないと思いますので折り合いのつく内容で委員会指示を発出するよう要望があろうかと思います。

議長： 他にご意見等はございませんか。
無いようでございますので、本件につきましては、原案のとおり、委員会指示を発出することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案のとおり委員会指示を発出することに決定いたします。
次に、議題（2）「那賀川漁業協同組合連合会内共第25号第五種共同漁業権遊漁規則の一部改正について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料2により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

委員： 遊漁者も組合員も同じ日からいけるということやね。

漁業調整課： そうです。そのために遊漁規則の改正に合わせて同じ内容で漁業権行使規則の変更の申請を受けております。

議長： 他にご質問等はございませんか。
無いようでございますので、本件につきましては諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： ご異議がないようなので、本件につきましては、諮問案のとおり異議のない旨答申することといたします。

続いて、議題（３）「その他」でございます。
県から２点、報告があるようですので説明をお願いします。

漁業調整課： 資料３により令和５年漁業権切替のスケジュールについて説明

事務局： 資料４により委員会お茶代の件について説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

議長： 無いようです。それでは以上をもちまして第３７３回徳島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。長時間にわたる御審議お疲れさまでした。

以 上